

## 平成30年第2回定例会 議員提出議案

### 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持など、その果たす役割が拡大する中で、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面している。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政の歳出削減にむけた議論が加速している。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、基金残高を地方財政計画に反映させるべきではない。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが極めて重要である。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 子ども・子育て支援新制度、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 2 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。また、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、臨時・非常勤等職員の雇用を維持し、行政サービスの低下を招かないよう、その確保を確実に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の算定により、地方自治体の行財政運営に支障が生じないように、人口規模や民間企業の違いなど、地域の実情に配慮すること。
- 4 住民の生命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を講ずること。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。

6 地方自治体の基金は、地方交付税の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の政策変更、突然の経済環境変動といった状況下にあっても、住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等につとめながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

## 意見案第2号 教職員の長時間労働解消に向け、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の見直しを求める要望意見書

平成29年4月に公表された文科省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5パーセント、中学校57.6パーセントに達していることが明らかになっており、教職員がゆとりをもって子どもたちと向き合い、子どもたちに寄り添った教育を行うことは難しい現状となっている。

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、給特法の存在がある。給特法は、「正規の勤務時間をこえて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定している。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、命令によらない時間外労働が常態化しており、給特法は現場実態と著しく乖離している。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の自発的勤務として時間外勤務にあたらなるとされている。また、給特法は、労働基準法第37条を適用除外し「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と規定していることから、教育委員会、管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしている。

現在、教員の時間外労働は、給特法制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、給特法の見直しは必要である。

教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす給特法は、労働条件に関する最低基準を定めた労働基準法の一部適用除外を定めた法律であることから、適正な運用が求められるものであり、法と実態が乖離している現状の改善が学校現場の働き方改革の第一歩になるといえる。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

## 意見案第3号 主要農作物種子法廃止に伴う農産物の安全性を維持する法整備を求める要望意見書

---

都道府県に主要農作物の安定供給を義務付けてきた主要農作物種子法が平成30年4月1日に廃止となりました。

種子は、国民に安全で安心できる農産物を供給するための根幹であり、主要農作物種子法が廃止となった事により、海外からの遺伝子組み換え作物の流入など、国民の生命に甚大な影響を及ぼす事態を招く可能性があります。

平成30年の種子関連予算は前年と同水準が確保され激変しない状況にありますが、今後の都道府県の役割やこれを支える予算が維持され続けるかは不透明です。

このため、今までと同様に優良種子が生産・流通できる体制や法律を整備する必要がありますので以下の事項について要請します。

### 記

- 1 優良品種の維持と計画的な種子生産を継続するための法整備
- 2 優良種子が生産・流通できる体制と予算措置
- 3 海外品種の流入防止と国内種子遺伝子の流出防止に係る法整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣